

# 令和3年度「鉄道の交通安全啓発に関するポスター作品等展示会」

## 実施要領

### 1 趣旨

鉄道の交通安全に関するポスター作品及び俳句又は川柳の作品を募集することにより、鉄道利用時のルール及びマナーに対する関心と意識の高揚を図るとともに、浦和駅構内の展示をとおして「安全で安心な鉄道利用」への取組を実践する。

### 2 展示実施期間

令和3年11月19日（金）～令和3年12月19日（日）

### 3 主催

東日本旅客鉄道株式会社 浦和駅、浦和区役所

### 4 展示場所及び展示方法

浦和駅改札周辺、コンコース内の柱・壁面に、入選作品であるポスター作品8点及び俳句又は川柳作品8点を展示する。

### 5 募集部門及び応募資格

- (1) 鉄道利用時のルール及びマナーに関するポスター及び俳句又は川柳の2種類とし、小学校の部、中学校の部、高等学校の部及び一般の部（児童生徒以外）の4部門とする。
- (2) 小学校の部、中学校の部、高等学校の部については、原則として、浦和区内にある学校に在学する児童生徒とする。ただし、浦和区在住の児童生徒が通学する浦和区外の小学校及び中学校においては、その対象とする。
- (3) 一般の部については、駅利用者からの公募とする。ただし、未成年が応募する場合は、その旨、保護者の了解を得ること。

### 6 作品課題

- (1) 鉄道利用時のルール及びマナーについての的確に表現し、広く一般に鉄道の交通安全に関する理解と実践を呼び掛けるものであること。
- (2) 鉄道利用時のルール及びマナーについて家庭内で話し合ったもの、あるいは自らの体験に基づくものなどであること。

### 7 作品企画

- (1) ポスター作品は、四つ切りサイズの画用紙（約39cm×54cm）を

使用し、水彩画による作品とする。

- (2) 俳句及び川柳の作品は、五七五の句を基本とする。また、俳句は季語を含むものとする。

## 8 応募方法

- (1) 応募する際は、浦和区役所くらし応援室に、令和3年9月24日（金）までに提出する。なお、提出期限は厳守すること。
- (2) ポスター作品については、応募用紙に必要事項を記載し、浦和区役所くらし応援室に持参又は郵送により応募する。
- (3) 俳句又は川柳作品については、応募用紙に必要事項を記載し、浦和区役所くらし応援室に持参、郵送、ファックス、電子メールのいずれかの方法で応募する。

## 9 審査及び表彰

- (1) 小学校・中学校・高等学校の部及び一般の部それぞれのポスター作品及び俳句又は川柳の作品について、厳正なる審査を実施する。選出する作品は、次のとおりとする。
  - ア 小学校の部、中学校の部、高等学校の部の各部のポスター作品：浦和駅長賞、浦和区長賞
  - イ 一般の部ポスター作品：浦和駅長賞、浦和区長賞
  - ウ 小学校の部、中学校の部、高等学校の部の各部の俳句又は川柳の作品：浦和駅長賞、浦和区長賞
  - エ 一般の部俳句又は川柳の作品：浦和駅長賞、浦和区長賞
- (2) 入選者には、主催者から賞状を授与し、副賞として記念品を贈呈する。

## 10 作品の展示及び発表

- (1) 応募作品は、応募者の自作で未発表のものに限ること。
- (2) 応募された作品は、浦和区役所くらし応援室が東日本旅客鉄道株式会社浦和駅と協議し、浦和区役所くらし応援室で管理し、鉄道の交通安全意識の普及高揚に活用すること。
- (3) 原則として、応募された作品の返却は行わないものとする。当該作品の著作権は主催者（東日本旅客鉄道株式会社浦和駅及び浦和区役所）に帰属するものとし、当該作品の展示を浦和駅構内、浦和区役所のSNS等で掲載する際は氏名、学年、学校名等を公開することについて、応募者からの了解を得ているものとする。
- (4) 応募作品は、鉄道の交通安全啓発活動に活用することができるものとし、当該活動以外の目的で使用しないものとする。